

習志野市延長保育等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、習志野市延長保育等事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に認可保育所等を設置し、別表第1に定めるところにより、11時間以上の保育を実施する者
- (2) 延長保育事業実施要綱(令和6年4月1日付けこ成保第225号こども家庭庁成育局長通知。以下「国要綱」という。)に規定する延長保育事業を実施する者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付額は、別表第2に定める基準額と当該事業の対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額とする。ただし、補助金額は千円未満はこれを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合は、変更しようとする日の1年前までに市長に申し出て、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止または廃止しようとする日の1年前までに市長に申し出て、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助金と事業に関する予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、習志野市延長保育等事業費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、当該年度の3月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 習志野市延長保育等事業費補助金申請額調書(別記第2号様式)
- (2) 時間外保育申請額内訳表(別記第3号様式)
- (3) 延長保育申請額内訳表(別記第4号様式)

2 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前項の規定により提出した書類の記載内容に変更があった場合は、市長にその旨を届け出なければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、習志野市延長保育等事業費補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 習志野市延長保育等事業費補助金実績報告額調書(別記第6号様式)
- (2) 時間外保育実績報告内訳表(別記第7号様式)
- (3) 時間外保育集計表(別記第8号様式)
- (4) 延長保育実績報告に係る平均対象児童数及び年間延べ利用児童数について(別記第9号様式)
- (5) 延長保育内訳表(別記第10号様式)

(6) 延長保育集計表(別記第11号様式)

(交付の特例)

第7条 市長は、概算払により補助金を交付することができる。

附 則

この要綱は、平成28年1月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の習志野市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定により作成された様式については、この要綱の施行の日以後についても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年6月26日から施行し、令和6年4月1日より適用する。